

役員候補者の選出に関する規則

平成20年 9月19日制定
平成24年12月20日改正
平成31年 4月18日改正
令和 3年 5月20日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の候補者を選出するための会員選挙に関し必要な事項を定める。

第2章 会員選挙

(会員選挙の実施)

第2条 本会は、本会の役員の候補者のうち正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）から選出する役員の候補者（以下「役員の候補者」という。）について、会員選挙を実施する。ただし、任期満了に伴うもの以外の事由による役員の候補者の選出であって、理事会が認めた場合には、会員選挙以外の方法により役員の候補者を選出することができる。

2 前項に基づく会員選挙を行う役員の候補者の定数は、理事会において定める。

(会員選挙の選挙権)

第3条 会員選挙の選挙権は、正会員が有し、正会員1社につき1個とする。ただし、会員権が停止又は制限されている正会員は、その停止期間中又は制限期間中は選挙権を有しない。

(会員選挙の方法)

第4条 会員選挙は、第7条の規定に基づき立候補の届出のあった役員の候補者について連記無記名投票により行う。なお、第9条第1項の規定に基づき立候補の届出があった役員の候補者についても同様とする。

(会員選挙の日時等の決定及び通知)

第5条 本会は、会員選挙を行うときは、理事会の決議により会員選挙の投票を行う日時、投票を行う場所その他会員選挙に関し必要な事項を定める。

2 本会は、前項の規定に基づき理事会において決議された会員選挙の投票を行う日時、投票を行う場所、選挙を行う役員の候補者の定数その他会員選挙に必要な事項を、会員選挙を行う日（以下「会員選挙期日」という。）の15日前までに正会員に通知する。

(選挙立会人)

第6条 会長は、投票による会員選挙を行う場合には、その都度、当該会員選挙についての選挙権を有する正会員の会員代表者のうちから、理事会の同意を得て選挙立会人2名以上を選任する。ただし、特別の事情がある場合には、本会の役職員を選挙立会人に選任できる。

2 選挙立会人は、投票及び開票に関する事務を管理する。

3 選挙立会人は、第7条に規定する役員の候補者になることはできない。

(立候補の届出)

第7条 役員の候補者になろうとする者(第2項の規定に基づき立候補届出書を提出したものとみなされる者を除く。)は、第5条第2項の規定に基づく通知があった日から会員選挙期日の10日前の日(当該日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。以下「立候補締切日」という。)までに、別紙様式による立候補届出書を本会に提出する。

2 役員推薦委員会から会長に対して推薦された役員の候補者は、当該会員選挙に係る立候補届出書を本会に提出したものとみなす。

3 役員の候補者に立候補できる者は、正会員の会員代表者とする。

(候補者の氏名等の通知)

第8条 本会は、前条の規定に基づく立候補の届出があった役員の候補者(前条第2項の規定に基づき立候補届出書の提出があったとみなされた者を含む。以下この条において同じ。)の氏名その他会員選挙に関し必要と認める事項を、立候補締切日後遅滞なく、正会員に通知する。

なお、立候補の届出のあった役員の候補者の数が、当該会員選挙における理事会が定めた役員の定数(以下「役員定数」という。)を超えない場合には、当該候補者について第12条に定める無投票当選とする旨を併せて通知する。

(補充立候補の届出及び通知)

第9条 立候補締切日までに立候補の届出があった役員の候補者の数が、当該会員選挙の役員定数に満たないとき又は立候補締切日以降に定数に満たなくなったときは、本会が前条の規定に基づき会員に通知した日から会員選挙期日の5日前の日(当該日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。以下「補充立候補締切日」という。)までに、役員になろうとする者は、本会に立候補届出書を提出することにより、当該会員選挙における役員の候補者になることができる。

2 本会は、前項に基づく立候補届出があった場合には、補充立候補締切日後遅滞なく、立候補の届出のあった役員の候補者の氏名を正会員に通知する。

(立候補の制限)

第10条 会員権を停止若しくは制限されている正会員の代表者は、その停止若しくは制限の期間中、役員の候補者となり若しくは役員の候補者であることはできない。

(立候補の辞退)

第11条 第7条第1項の規定に基づき役員の候補者の立候補届出書を提出した者は、その立候補を辞退する場合には、補充立候補締切日までに、本会にその旨を届け出なければならない。

2 本会は、前項の規定に基づき立候補の辞退の届出があった場合には、補充立候補締切日後遅滞なく、立候補を辞退した候補者の氏名を正会員に通知する。

(無投票当選)

第12条 第7条第1項及び第2項に基づき立候補の届出があった役員の候補者の数が、立候補締切日を経過したときにおいて、当該会員選挙における役員定数を超えない場合には、第2条の規定にかかわらず、投票は行わない。

2 前項の場合においては、会長は、その候補者を当選人とする。

3 前2項の規定は、第9条に基づく補充立候補について準用する。この場合、第1項中「第7条第1項及び第2項に基づき立候補の届出があった役員の候補者の数」とあるのを、「第9条第1項の規定に基づき立候補の届出があった役員の候補者の数」と、「役員定数」とあるのを、「役員定数（会長が既に当選人とした数を控除した数とする。）」と、「立候補締切日」とあるのを、「補充立候補締切日」とそれぞれ読み替える。

4 会長は、当選人を決定したときは、その旨を理事会に報告する。

(投票)

第13条 投票は、会員選挙期日に、指定された投票場所（以下「指定投票場所」という。）において、選挙権のある正会員の代表者（以下「会員代表者」という。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、会員代表者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、投票を行うことができる。

(1) 会員選挙期日に指定投票場所において、会員代表者から委任された当該正会員の役職員（以下「代理人」という。）に投票を行わせる方法

(2) 立候補締切日の翌日から会員選挙期日の前日までの間に、郵便等を利用して投票を行う方法

3 前項第1号に掲げる方法により投票を行う場合には、代理人は、会員代表者から委任を受けたことを証する書面を選挙立会人又は選挙立会人から指名された者に提出しなければならない。

(開票)

第14条 開票は、投票終了後、遅滞なく行う。

2 選挙立会人は、開票の結果を、遅滞なく本会に報告する。

(記号式投票)

第15条 投票は、役員候補者の氏名を一覧に記載した投票用紙の所定の欄に、あらかじめ理事会において定められた役員の定数と同数の○の記号を記載する方法により行う。

(投票の全部又は一部の無効)

第16条 投票が、次の各号の一に該当する場合は、その全部を無効とする。

(1) 所定の投票用紙を使用しないもの

(2) ○の記号の数が、あらかじめ理事会において定めた選挙の対象とする役員の定数を超過しているもの

2 投票に次の各号の一に該当する部分が含まれている場合は、当該会員代表者の投票のうち、該当する投票の部分のみを無効とする。

(1) ○の記号と判別できない記号等が記載されている部分

(2) ○の記号と確認し難い部分

(疑義の判定)

第17条 投票に関し疑義が生じたときは、選挙立会人が判定する。

(当選人の判定)

第18条 第13条の規定に基づき会員代表者による投票を行った場合には、会長は、得票数の多い者から順位を定め、役員定数の順位までの者を当選人とする。

2 前項の規定に基づき立候補者の順位を定める場合において、得票数が同数である立候補者については、抽選によりその順位を定める。

3 会長は、第1項の規定に基づき当選人を決定したときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。

(選挙録)

第19条 投票を実施した場合には、当該投票の実施要領及び投票の結果を記載した選挙録を作成し、選挙立会人がこれに署名する。

2 本会は、選挙録に当該会員選挙の投票用紙、立候補届出書及び立候補辞退届出書を添付し、当該会員選挙により選出された役員候補者の役員任期が終了するまでの間、これを保存する。

(再選挙)

第20条 当選人の数が、役員定数に達しない場合は、その定数に達しない役員数について、遅滞なく再選挙を行う。

2 第5条から前条までの規定は、再選挙について準用する。

(その他)

第21条 会員選挙に関し、この規則に定めのない事項は、理事会において定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第7条に規定する別紙様式

(別紙様式)

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

(立候補者氏名) ⑩
(商号又は名称)
(役 職)

一般社団法人投資信託協会役員立候補届

私儀、〇〇年〇月〇日付をもって会員通知のあった次期役員立候補の会員選挙に関し、下記協会役員に立候補いたしたく、お届けいたします。

記

○ 立候補する協会役員 理事 監事
(いずれかに○印を付してください)